

福祉保健局

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
1 福祉保健改革の推進等			
(1) 福祉保健区市町村包括補助事業	28,140	24,572	3,568
<p>地域の実情に応じ、各分野のサービスの充実に主体的に行う区市町村を支援する。</p> <p>実施主体 区市町村 対象事業 先駆的事業 選択事業 一般事業 3つのCの推進</p>			
ア 医療保健政策区市町村包括補助事業	2,500	2,500	0
イ 地域福祉推進区市町村包括補助事業	3,966	3,766	200
ウ 高齢社会対策区市町村包括補助事業	5,680	5,180	500
エ 子供家庭支援区市町村包括補助事業 (一部再掲)	5,994	5,694	300
オ 障害者施策推進区市町村包括補助事業	10,000	7,432	2,568
(2) 子供が輝く東京・応援事業	27	27	0
<p>社会全体で子育てを支えるため、都の出えん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。</p>			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) (3) 福祉・保健医療分野におけるデジタル化の推進 都政のQOS向上に向け、福祉・保健医療等の各分野における事務事業のデジタル化を推進する。	百万円 106	百万円 0	百万円 106
(4) 肝硬変治療薬開発の推進 治療薬候補である低分子化合物PRI-724をヒト肝細胞モデルマウス等に投与し肝臓の機能が回復するメカニズムを解明する基礎研究を推進する。	120	120	0
(5) 人工神経接続装置開発の推進 脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を推進する。	60	60	0
(6) 新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進 新型コロナウイルスを含め、新たなコロナウイルスに対応可能なワクチン開発研究を推進する。	100	100	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(7) 社会福祉法人の指導検査等			
ア 福祉サービス第三者評価システム	54	54	0
サービス提供事業者の質の向上を図り、福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択できるための仕組みづくりとして、第三者機関によるサービス評価を実施する。			
イ デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進	188	102	86
指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減、利便性の向上を図るため対面・書面による業務プロセスの効率化に向けて効果的なデジタル技術の活用に必要な環境の整備を推進する。			
(8) 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業	12	7	5
耐震診断・改修等が必要な施設へ訪問し、施設の状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣等を実施することにより、耐震化の促進を図る。			
(9) 耐震化の推進（再掲）	39	21	18
民間社会福祉施設の耐震化を促進し、震災時の施設入所者等の安全を確保するため、耐震診断・耐震改修工事・移転等に必要な経費を補助する。			
補助率 耐震診断	4/5		
耐震改修工事等			
Is値0.3未満	7/8		
0.3～0.7	13/16		
移転(経費の一部)	10/10		

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
2 高齢社会対策の推進			
(1) 介護保険制度の運営	168,409	163,636	4,773
ア 介護保険給付費負担金等	159,605	155,005	4,600
介護保険法に定められた保険給付に要する費用の都負担分			
負担割合 ① ②以外のもの 保険料50% 国25% 都12.5% 区市町村12.5%			
② 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るもの 保険料50% 国20% 都17.5% 区市町村12.5%			
イ 地域支援事業交付金	8,714	8,550	164
介護保険法に定められた地域支援事業に要する費用の都負担分			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>ウ 低所得者特別対策事業</p> <p>介護保険の導入に伴う負担の激変緩和や負担の均衡などを図るため、低所得者に対し、利用者負担を軽減する。</p> <p>規模</p> <p>障害者ホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置 (11人) (12人) (△ 1人)</p> <p>離島等における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置 (14人) (25人) (△ 11人)</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減措置</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担軽減措置 (国制度)</p> <p>対象者 23,323人</p> <p>介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減措置 (都制度)</p> <p>対象者 499人</p>	<p>百万円</p> <p>90</p>	<p>百万円</p> <p>81</p>	<p>百万円</p> <p>9</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(2) 地域包括ケア体制の推進	百万円 536	百万円 233	百万円 303
ア 地域包括支援センター職員研修等事業	10	10	0
地域包括支援センターの職員に対して研修等を実施し、センターの運営に係る能力向上を図る。	規模 (636人)	(732人)	(△ 96人)
イ 自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業	14	16	△2
地域づくり・資源開発、政策形成につな	規模 (157人)	(157人)	(0人)
がりやすい地域ケア会議の実現のため、講師養成研修を実施し、地域や組織の実情にあった独自の研修を行えるよう支援する。			
(新) ウ TOKYOシニア食堂推進事業	50	0	50
地域において高齢者が参加することのできる会食活動事業又は地域住民等が運営主体となる、高齢者を対象とした会食活動の支援事業を実施する区市町村に対しその経費の一部を補助する。			
エ 日比経済連携協定等に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ支援事業	181	165	16
〔 4年度は、廃止された病院会計に計上されている事業を含む。 〕			
フィリピン・インドネシア・ベトナムとの経済連携協定（EPA）等に基づき来日する看護師・介護福祉士の資格取得候補者に対し、日本語教育や国家試験対策講座等を実施する等の受入支援を行う。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
オ 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業 介護職種外国人技能実習生を受け入れる民間高齢者福祉施設に対し、実習生への技能移転及び日本語学習に要する経費の一部を補助する。 補助率 1/2	百万円 16	百万円 8	百万円 8
カ 外国人介護従事者受入れ環境整備事業 介護事業者が外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう、経営者等向けセミナーや指導担当者向けの研修を実施するとともに、外国人留学生を雇用し学費等を給付する事業者等に対し、必要な経費の一部を補助する。	36	34	2
(新) キ 外国人介護従事者受入れマッチング支援事業 外国人介護従事者の雇用を検討している介護事業者が受入れ調整機関に相談できるマッチング支援合同相談会を開催する	14	0	14
(新) ク 要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進 科学的介護の実現を目指し、導入の意義やメリット等を周知するとともに、要介護度等の維持・改善に資する取組を行った事業所に対し、都独自に報奨金を支給することにより、自立支援・重度化防止の取組を促進する。	215	0	215

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(3) 認知症高齢者に対する支援	百万円 1,357	百万円 1,472	百万円 △ 115
ア 認知症施策推進事業	7	9	△ 2
認知症に対する中長期的な施策を立案するため「認知症施策推進会議」を運営するとともに、都民への普及啓発を図る。			
イ 高齢者権利擁護推進事業	64	64	0
高齢者虐待の予防及び早期発見等の迅速かつ適切な体制を確保するため、区市町村や介護保険事業者等における人材育成及び指導体制の強化を図る。			
ウ 認知症疾患医療センター運営事業	759	759	0
認知症疾患医療センターを設置し、地域における医療・福祉相互の具体的連携体制を構築することにより、認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。	規模 (地域拠点型 12か所) (地域連携型 40か所)	(地域拠点型 12か所) (地域連携型 40か所)	(地域拠点型 0か所) (地域連携型 0か所)
負担割合 国1/2、都1/2 事業概要 認知症に係る専門医療 認知症アウトリーチチーム の設置 専門人材の育成 認知症の人とその家族等への 支援の充実 地域連携推進の充実			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
エ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業 認知症の早期診断に向けた認知機能検査を推進するとともに、認知症の初期から中・重度となっても認知症高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、段階に応じて適切な支援体制を構築する。	百万円 400	百万円 513	百万円 △ 113
オ 認知症支援推進センター運営事業 認知症の人を地域で支える医療・介護従事者の認知症対応力向上を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに人材育成拠点を設置し、多様な研修会を開催するとともに、認知症疾患医療センターが実施する地域における研修等に対する支援を行う。	71	71	0
カ 若年性認知症総合支援センター運営事業 若年性認知症の人と家族のためのワンストップ相談窓口の設置や、地域包括支援センター等への支援を行うことにより、相談体制を強化し、若年性認知症の人と家族が抱える特有の問題解決を図る。	53 規模 (2か所)	53 (2か所)	0 (0か所)
キ 若年性認知症支援事業 企業及び事業者向け説明会を開催し、若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加等を促進することにより、地域における支援体制の充実を図る。	3	3	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(4) 介護予防の総合的な取組	百万円 815	百万円 803	百万円 12
ア 新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業 感染症対策を講じて集合方式で行う通いの場等の活動や、オンラインツールを活用して行う介護予防・フレイル予防活動に取り組む区市町村を支援する。	423	416	7
イ 短期集中予防サービス強化支援事業 短期集中予防サービスに先駆的に取り組む区市町村に対し、定期的な訪問や助言等一定期間支援し、要支援者等のセルフケア能力の向上や社会参加の促進を図る	34	29	5
ウ 介護予防・フレイル予防支援強化事業 住民主体の介護予防・フレイル予防活動を推進する区市町村を支援することにより、地域における介護予防活動の拡充・機能強化を図る。	358	358	0
(ア) 介護予防・フレイル予防推進支援センター設置事業 区市町村の介護予防・フレイル予防の取組に対する総合的・継続的支援を行うセンターを設置する。	114	114	0
(イ) 介護予防・フレイル予防推進員配置事業 保健事業と連携を図りながら、住民主体の地域づくりにつながる介護予防・フレイル予防活動を推進する職員を配置する区市町村を支援する。	244	244	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(5) 社会参加の促進	百万円 21,067	百万円 20,493	百万円 574
ア シルバーパスの交付	20,504	19,989	515
対象者 70歳以上の希望者（寝たきり等の状態の者を除く。）	規模 (1,133,555枚)	(1,132,831枚)	(724枚)
イ 老人クラブ助成事業	92	95	△ 3
地域の高齢者が自主的にクラブを組織し社会奉仕活動や生きがいを高めるための各種活動を行うクラブ活動への助成等を実施する。	規模 (3,170クラブ)	(3,279クラブ)	(△ 109クラブ)
ウ 人生100年時代セカンドライフ応援事業	332	359	△ 27
人生100年時代において、高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍できる社会を実現するため、高齢者の生きがいづくりや自己実現の機会を提供する区市町村の取組を支援する。			
生きがい活動等の促進 地域サロンの設置			
エ 人生100年時代社会参加マッチング事業	139	50	89
シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、区市町村の取組を支援するとともに、地域活動情報を一元化したオンラインプラットフォームを構築する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(6) 施設の整備・運営等	百万円 31,964	百万円 32,164	百万円 △ 200
ア 健康長寿医療センター	5,635	5,552	83
(ア) 健康長寿医療センターへの支援	4,761	4,663	98
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに対し、安定的かつ自律的運営が行えるよう支援する。			
(イ) AI等を活用した認知症研究事業	541	484	57
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの有する臨床・研究に係るビッグデータの活用等により、認知症予防に資する研究を推進する。			
TOKYO健康長寿データベースの構築 AI診断システム等の構築 認知症リスクチャートの作成			
(ウ) 高齢者の健康づくりに資するスマートウォッチ等デジタル機器活用事業	333	405	△ 72
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見等を活用し、高齢者のバイタルや身体活動量を計測できるスマートウォッチ等も用いながら、在宅中も健康状態の把握や病気の予兆を察知できるアプリの開発等に繋げるとともに、高齢者の行動変容を促し、健康増進を図る。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
イ 特別養護老人ホーム	13,852	12,230	1,622
(ア) 整備費補助事業	10,173	8,568	1,605
補助単価 1床当たり	規模		
5.0百万円	(2,882床)	(2,783床)	(99床)
(ユニット型個室)			
4.5百万円			
(従来型個室)			
4.1百万円			
(従来型多床室)			
建築価格高騰へ対応する			
ための加算			
認知症高齢者グループホ			
ーム併設加算			
定期巡回・随時対応型訪			
問介護看護併設加算			
夜間対応型訪問介護併設			
加算			
認知症対応型デイ併設加			
算			
小規模多機能型居宅介護			
併設加算			
看護小規模多機能型居宅			
介護併設加算			
訪問看護併設加算			
大規模改修経費			
共生型改修 等			
(整備率の低い地域に加算あり)			
補助対象 ①社会福祉法人又は区市			
町村が整備する場合の			
整備費			
②社会福祉法人等への貸			
付を目的として、法人			
及び個人が整備する場			
合の整備費			
(オーナー補助)			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>(イ) 広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金</p> <p>規模 都全体での特別養護老人ホームの必要定員数の確保に向け、区市町村が地域のニーズを超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付する。</p> <p>補助単価 計画に定める必要入所定員総数を超えた定員1人当たり2,500千円 対象経費 区市町村が地域の実情に応じて地域の福祉を推進するために設置する基金の造成のための経費</p>	<p>百万円 63</p> <p>(25人)</p>	<p>百万円 63</p> <p>(25人)</p>	<p>百万円 0</p> <p>(0人)</p>
<p>(ウ) 介護保険施設等の整備に係る用地確保支援事業</p> <p>規模 介護保険施設等の整備促進を図るため、地域の実情に応じて区市町村が行う整備用地の掘り起しや土地オーナーと整備法人とのマッチング等の取組を支援する。</p> <p>補助率 2/3 基準額 561万円等</p>	<p>10</p> <p>(2区市町村)</p>	<p>43</p> <p>(5区市町村)</p>	<p>△ 33</p> <p>(△ 3区市町村)</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(エ) 区市町村所有地の活用等による介護基盤の整備促進事業 区市町村が所有する未利用の公有地を社会福祉法人等に貸し付ける際や改築・大規模改修中の広域的施設の利用者を受け入れる施設を整備する際に区市町村の整備費補助を支援することで、都市部における介護基盤の整備を促進する。	百万円 184 規模 (3区市町村)	百万円 134 (3区市町村)	百万円 50 (0区市町村)
(オ) 経営支援事業 特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に対応できるよう、支援を行う。	3,422 規模 (477施設)	3,422 (474施設)	0 (3施設)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
ウ 介護老人保健施設	百万円 984	百万円 1,000	百万円 △ 16
(ア) 整備費補助事業	730	719	11
補助単価 1床当たり	規模 (80人)	(100人)	(△ 20人)
5.0百万円 (ユニット型個室)			
4.5百万円 (従来型個室)			
4.1百万円 (従来型多床室)			
建築価格高騰へ対応する ための加算			
認知症高齢者グループホ ーム併設加算			
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護併設加算			
夜間対応型訪問介護併設 加算			
認知症対応型デイ併設加 算			
小規模多機能型居宅介護 併設加算			
訪問看護併設加算			
大規模改修経費 等 (整備率の低い地域に加算あり)			
(イ) 利子補給	254	281	△ 27
独立行政法人福祉医療機構の融資に 係る利子補給を行い、介護老人保健 施設の建設を促進する。	規模 (108施設)	(115施設)	(△ 7施設)
対 象 建設資金及び土地取 得資金			
期 間 30年間 (限度)			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>エ 認知症高齢者グループホーム整備促進事業</p> <p>認知症高齢者に対する専門的なケアを提供するグループホームの整備を推進する</p> <p>実施主体 区市町村 補助率 10/10 補助単価 創設型整備 重点整備地域 1ユニット当たり 30百万円 それ以外の地域 1ユニット当たり 20百万円 改修型整備 重点整備地域 1ユニット当たり 22.5百万円 それ以外の地域 1ユニット当たり 15百万円 建築価格高騰へ対応するための加算 認知症対応型デイ併設加算 小規模多機能型居宅介護併設加算 看護小規模多機能型居宅介護併設加算 区市町村支援事業 等</p> <p>整備主体 区市町村、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業、土地・建物所有者</p>	<p>百万円</p> <p>1,628</p> <p>規模 (56ユニット)</p>	<p>百万円</p> <p>1,939</p> <p>(90ユニット)</p>	<p>百万円</p> <p>△ 311</p> <p>(△ 34ユニット)</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>オ 地域密着型サービス等整備推進事業</p> <p>地域密着型サービスの整備促進を図るため、区市町村が行うサービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>実施主体 区市町村 補 助 率 基本部分 10/10 加算部分 3/4</p> <p>補助単価 基本単価 地域密着型サービス等の整備 1 施設又は1床当たり 1.2百万円～56百万円 (合築等による加算あり)</p> <p>加算単価 地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設当たり 4.5百万円～64.7百万円 地域密着型特別養護老人ホーム併 設ショートステイ 1 人当たり 4.3百万円 小規模多機能型居宅介護及び看護 小規模多機能型居宅介護 1 施設当たり 0.8百万円～32.0百万円 建築価格高騰へ対応するための めの加算 (整備率の低い地域に加算あり)</p>	<p>百万円</p> <p>1,138</p> <p>規模 (94件)</p>	<p>百万円</p> <p>1,608</p> <p>(93件)</p>	<p>百万円</p> <p>△ 470</p> <p>(1件)</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>カ 定期借地権の一時金に対する補助</p> <p>土地の取得が困難な状況に対応し、特別養護老人ホーム等の建設のため定期借地契約等を締結し、一時金（地代前払い）を支払う場合に補助を行う。</p> <p>補 助 率 広域型サービス 路線価の1/2（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、地価や整備率に応じ最大3/4）又は10億円を上限とし補助率10/10 地域密着型サービス 路線価の1/2又は10億円を上限とし補助率1/2 補助対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護 等</p>	<p>百万円 3,284</p> <p>規模 (21か所)</p>	<p>百万円 3,868</p> <p>(15か所)</p>	<p>百万円 △ 584</p> <p>(6か所)</p>
<p>キ 借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業</p> <p>特別養護老人ホーム等を整備する事業者に対し、初期費用軽減のため、借地料の一部を5年間補助する。</p> <p>補 助 率 1/2 補助対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設</p>	<p>159</p> <p>規模 (34か所)</p>	<p>246</p> <p>(43か所)</p>	<p>△ 87</p> <p>(△ 9か所)</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
ク ケア付きすまい（賃貸住宅）	百万円 1,255	百万円 1,508	百万円 △ 253
〔住宅政策本部に計上されている事業を 含む。〕			
(ア) サービス付き高齢者向け住宅供給助成 (再掲)	1,072	1,335	△263
有資格者等が常駐し、サービスを提供する住宅の整備費等を補助			
(イ) サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (医療・介護連携強化加算)	64	49	15
住宅政策本部のサービス付き高齢者向け住宅供給助成の加算分として、医療・介護連携を強化する生活支援サービススペース整備や医療・介護事業所の整備にかかる経費を補助			
(ウ) 高齢者向け優良賃貸住宅供給助成 (再掲)	119	124	△5
安否確認、緊急時通報サービスを提供する住宅の家賃減額費等を補助			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
ケ 都市型軽費老人ホーム	百万円 2,922	百万円 3,062	百万円 △ 140
(ア) 運営費補助事業	2,584	2,608	△ 24
都市型軽費老人ホームに対して、入居者の自己負担の軽減分を補助することにより、低所得者の利用促進を図る。	規模 (92か所)	(92か所)	(0か所)
(イ) 整備費補助事業	338	454	△ 116
都市型軽費老人ホームを整備する社会福祉法人等に対し、その整備に要する費用の一部を補助する。	規模 (10か所)	(11か所)	(△ 1か所)
補助単価 1人当たり 2.8～5.0百万円 建築価格高騰へ対応するための加算			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
コ 介護医療院 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、介護療養型医療施設から介護医療院への転換を行う法人等を支援し、転換整備を促進する。 補助単価 1床当たり 2.2百万円 (創設) 2.8百万円 (改築) 1.1百万円 (改修)	百万円 144 規模 (294人)	百万円 77 (60人)	百万円 67 (234人)
サ 高齢者施設等のBCP策定支援事業 大規模災害時に高齢者施設等が事業を継続し、入居者の安全を確保するため、BCPの策定及び策定後の運用管理を支援する。	50	49	1
シ 高齢者施設等の防災・減災対策推進事業 大規模停電時に入居者等の安全を確保できるよう非常用自家発電設備の整備等を行う社会福祉法人等に対し、経費を補助する。 補助率 3/4	194	323	△ 129
ス 高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業 高齢者施設等の感染症対策を推進するため、簡易陰圧装置の設置等を行う社会福祉法人等に対し、経費を補助する。 補助率 10/10	719	702	17

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
3 少子社会対策の推進			
(1) 保育士等キャリアアップ補助等	47,344	45,738	1,606
ア 保育士等キャリアアップ補助	30,982	30,898	84
保育サービス事業者における保育人材のキャリアアップを支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、保育サービスの質の向上を図る。			
イ 保育サービス推進事業	16,362	14,840	1,522
保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る。また、新たに認証保育所における看護師等の配置や育児困難家庭の児童受入等の取組を支援することで保育力の強化を図る。			
(2) 保育士等キャリアアップ研修支援事業	696	780	△ 84
保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修を実施する指定研修実施機関を支援する。			
(3) 保育人材確保事業	136	134	2
保育士の有資格者等を対象とした就職支援研修や就職相談会の実施、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験、保育の魅力を発信するプラットフォームの構築などにより、保育サービスを支える人材の確保を図る。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(4) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業	百万円 12,989	百万円 12,642	百万円 347
保育従事職員の宿舎借り上げ支援を行う区市町村に対して、その経費の一部を補助する。	規模 (33,262人)	(33,189人)	(73人)
実施主体 区市町村			
補助基準額 1戸当たり月82,000円			
負担割合 ①認可保育所、認定こども園、認可化を目指す認可外施設の常勤保育士			
国1/2、都1/4、区市町村1/8、事業者1/8			
②①以外			
都3/4、区市町村1/8、事業者1/8			
(新)			
(5) 保育所等における地域の子育て支援事業	476	0	476
保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援する。			
(6) 保育所等デジタル化推進事業	43	127	△ 84
保育士の業務負担の軽減を図るため、保育所等のデジタル化に必要な経費を補助する	規模 (46か所)	(79か所)	(△ 33か所)
負担割合 都1/2、区市町村1/4、事業者1/4			
(7) 待機児童解消区市町村支援事業	5,500	11,000	△ 5,500
保育の実施主体である区市町村が行う、地域の実情に応じた取組を支援し、保育サービスの拡大を図る。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(8) 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業	百万円 562	百万円 1,010	百万円 △ 448
<p>保育所の設置促進を図るため、賃貸物件を用いた認可保育所等の新設に係る開設前の賃借料に対して、支援を行う。</p> <p>負担割合 都1/2、区市町村1/4、事業者1/4</p>	規模 (33か所)	(63か所)	(△ 30か所)
(9) 保育所等賃借料補助事業	12,435	12,664	△ 229
<p>賃貸物件を活用した保育所等の開設後の運営の安定化を支援するため、建物賃借料を補助することにより、保育所等の設置促進を図る。</p>	規模 (967か所)	(988か所)	(△ 21か所)
(10) 認証保育所事業	3,432	3,389	43
<p>大都市の多様な保育ニーズに対応するため零歳児保育又は1歳児保育や13時間開所の義務づけなど、都独自の基準をもつ認証保育所の設置を促進する。また、学齢児の放課後の居場所として、認証保育所を活用する。</p> <p>実施主体 区市町村（区部財調算入） 補助基準額 1人1月 24,670円～166,400円 (定員、年齢ごとに設定) 補助率 1/2</p>	規模 (A型 113か所) (B型 16か所)	(A型 118か所) (B型 16か所)	(A型 △ 5か所) (B型 0か所)
(11) 家庭的保育事業	65	45	20
<p>保育を要する乳児又は幼児を、都が定める一定の要件を満たす者が自宅等で保育する家庭的保育事業の促進を図る。</p>	規模 (84人)	(57人)	(27人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>(12) 定期利用保育事業</p> <p>パートタイム労働者等に対する保育サービス拡充のため、都独自の定期利用保育事業を実施する。</p> <p>実施主体 区市町村 補助率 1/2</p>	<p>百万円 398</p> <p>規模 (延 138,864人)</p>	<p>百万円 623</p> <p>(延 218,872人)</p>	<p>百万円 △ 225</p> <p>(延 △ 80,008人)</p>
<p>(13) 緊急1歳児受入事業</p> <p>認可保育所等の空き定員、余裕スペースを有効に活用することで、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。</p> <p>負担割合 ①定員変更あり 都3/4、区市町村1/4 ②定員変更なし 都3/4、区市町村1/4</p>	<p>87</p> <p>規模 (63人)</p>	<p>128</p> <p>(100人)</p>	<p>△ 41</p> <p>(△ 37人)</p>
<p>(14) 認証保育所1歳児受入促進事業</p> <p>認証保育所における空き定員等を有効に活用することで、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。</p> <p>負担割合 都1/2、区市町村1/2</p>	<p>48</p> <p>規模 (170か所)</p>	<p>68</p> <p>(245か所)</p>	<p>△ 20</p> <p>(△ 75か所)</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>(15) 保育所等利用多子世帯負担軽減事業</p> <p>児童が2人以上いる世帯に対し、認可保育所等に通う実際の第2子、第3子以降の保育料の利用者負担分について、負担軽減を行う区市町村を支援する。</p> <p>実施主体 区市町村 内 容 実際の第2子以降 無償化 負担割合 都10/10</p>	<p>百万円 19,185</p> <p>規模 (57,015人)</p>	<p>百万円 8,589</p> <p>(20,747人)</p>	<p>百万円 10,596</p> <p>(36,268人)</p>
<p>(16) 認可外保育施設利用支援事業</p> <p>区市町村が実施する認可外保育施設の利用者負担の軽減に要する経費の一部を補助する。また、児童が2人以上いる世帯に対し、実際の第2子、第3子以降の更なる利用者負担軽減を行う区市町村を支援する。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基準額 (1人当たり月額上限) ①利用者負担軽減 0～2歳児 (住民税非課税世帯) 25,000円 0～2歳児 (住民税課税世帯) 40,000円 3～5歳児 20,000円 負担割合 都1/2、区市町村1/2 ②多子世帯への更なる負担軽減 実際の第2子以降 実質無償化 負担割合 都10/10</p>	<p>4,004</p> <p>規模 (18,196人)</p>	<p>3,190</p> <p>(18,321人)</p>	<p>814</p> <p>(△ 125人)</p>

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(17) ベビーシッター利用支援事業	百万円 817	百万円 811	百万円 6
待機児童の保護者、育児休業を1年間取得した保護者及び突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等が認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。また、学齢児の長時間預かり等のニーズに対応するため一時預かり利用支援を活用する。			
待機児童の保護者、育児休業を1年間取得した保護者への補助	規模 (310人)	(230人)	(80人)
補助基準額 1時間当たり2,310円 保育短時間認定の者 月160時間上限 保育標準時間認定の者 月220時間上限 夜間帯保育を要する者 月220時間上限			
負担割合 ①待機児童 都7/8、区市町村1/8 ②育児休業1年間取得者 都10/10 ③夜間帯保育を要する者 都2/3、区市町村1/3			
早朝・夜間利用時の補助基準額の上乗せ 上乗せ額 1時間当たり400円又は 800円			
一時預かり支援	(3,310人)	(830人)	(2,480人)
対象児童 0歳児～小学3年生まで 補助基準額 1時間当たり2,500円 (夜間帯利用の場合は、 1時間当たり3,500円) 児童1人当たり年144時 間上限(多胎児の場合は 年288時間上限)			
負担割合 都10/10			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(18) 区市町村認可居宅訪問型保育促進事業	百万円 136	百万円 143	百万円 △ 7
区市町村認可の居宅訪問型保育に要する区市町村の負担を軽減する。	規模 (106人)	(110人)	(△ 4人)
(19) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業	329	190	139
保育所等が質の確保に資する基準を遵守・留意するとともに、保育中の重大事故を防止するため、基準の遵守状況や睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。			
(20) 医療的ケア児保育支援事業	398	325	73
医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	規模 (36か所)	(17か所)	(19か所)
(21) 子供主体の保育普及促進事業	13	13	0
自然環境を活用した保育等の実践に向け、アドバイザー派遣等により保育所等における「子供主体の保育」の普及促進を図る。			
(22) 子供・子育て応援とうきょう事業	45	37	8
子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村との連携・協力により、社会全体で子育てを支援する取組を推進し、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) (23) 父親向け子育てデジタルブックの作成 男性の育業を推進し、家事育児への参加を促進するため、新たに父親向け子育てデジタルブックを作成することで、育児と仕事の両立を支援する。	百万円 6	百万円 0	百万円 6
(新) (24) 子育て情報共有アプリ・サイト 「とうきょう子育てスイッチ」アプリ・サイトの情報を拡充し、育児不安の解消のための情報や、子育てのヒントとなるような情報を入手しやすい環境を整備する。	61	0	61
(新) (25) 被措置児童に対する子供の権利の啓発 子供の権利ノートの配付対象となっていない被措置児童に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を行い、子供の意見聴取等の仕組みの整備を促進する。	9	0	9
(26) ヤングケアラー支援事業（再掲） ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化をより一層推進する。また、ヤングケアラーが悩みなどを共有できるオンラインサロンや、ピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援活動を民間団体と連携して推進する。	308	79	229
(27) 子育て推進交付金 地域の実情に応じ、創意工夫による子育て支援全般の充実が図れるよう、市町村に交付する。	21,567	21,745	△ 178

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(28) 学童クラブ事業費補助	百万円 7,402	百万円 6,921	百万円 481
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、授業終了後等に小学校の余裕教室等を活用して遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	規模 (2,806単位)	(2,679単位)	(127単位)
(29) 都型学童クラブ事業	1,559	1,148	411
開所時間の延長や職員の配置など、都独自の基準を満たす民間学童クラブを支援することにより、都市型の利用者ニーズに対応したサービス向上を図る。また、放課後子供教室との一体型として実施する等の要件を満たす都型一体型学童クラブを支援する	規模 (865単位)	(760単位)	(105単位)
実施主体 区市町村 補助率 1/2 補助対象 民設民営、公設民営			
(30) 子供の居場所創設事業	96	171	△ 75
地域全体で子供や家庭を支援するため、子供に対して学習支援や食事の提供等を行う居場所を創設する区市町村に対する補助を行う。	規模 (20か所)	(19か所)	(1か所)
実施主体 区市町村 補助率 運営費 1/2 開設準備経費 10/10			
(31) 子供の貧困対策支援事業	44	35	9
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげるため、専任職員を配置する区市町村を支援する。	規模 (12か所)	(9か所)	(3か所)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(32) 児童相談体制の強化	百万円 2,365	百万円 997	百万円 1,368
ア 児童相談所の体制強化	1,244	583	661
虐待相談件数が増加していること等を踏まえ、児童相談所の体制を強化する。			
(新) 多摩地域における都立児童相談所適地調査委託			
(新) 練馬児童相談所（仮称）の設置準備 サテライトオフィス 研修の更なる充実 等			
イ 一時保護所の充実	341	90	251
債務負担	(438)	(13)	(425)
練馬児童相談所（仮称）一時保護所の基本設計 立川児童相談所一時保護所の実施設計 八王子児童相談所一時保護所の設計			
ウ 一時保護所における第三者委員の活動	16	7	9
一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図ることを目的として、一時保護所において第三者委員による児童面談等を実施する。			
(新) エ 児童相談所業務における民間事業者の活用	440	0	440
深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。			
一時保護の新たな受皿確保 児童移送業務の体制強化 夜間の電話受付業務の体制強化			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
オ 児童相談所におけるA I 音声マイニングシステムの導入 児童相談所のケースワークにおける正確な記録の補助を行うため、電話の音声データの文字起こしを行うシステムを導入するとともに、スマートフォンの内線化を進めることで、業務の効率化を図る。	百万円 226	百万円 215	百万円 11
カ 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 児童虐待を防止するため、児童本人及びその保護者にとって身近なLINEを活用し、より相談等にアクセスしやすい環境を提供する。	88	91	△ 3
キ 児童相談におけるデジタル化推進事業 区市町村におけるデジタル化を推進し、テレビ会議等の活用による業務負担の軽減を図る。	2	3	△ 1
ク 未就園児等全戸訪問事業 未就園児等で行政機関等との接点が少ない家庭への訪問を実施し、児童の安全確認及び養育環境の把握を行う区市町村を支援する。 実施主体 区市町村 負担割合 国1/2、都1/4、区市町村1/4	8	8	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(33) 社会的養護の充実	百万円 6,148	百万円 5,499	百万円 649
ア 専門機能強化型児童養護施設制度	712	546	166
民間の児童養護施設に治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所に対応する。	規模 (44か所)	(44か所)	(0か所)
イ 養護児童グループホームの推進	4,061	3,641	420
施設から独立した家屋を活用して、児童養護施設に入所している児童を、より家庭的な環境の中で養護する。	規模 (186か所)	(171か所)	(15か所)
ウ グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業	401	555	△ 154
家庭的養護の推進を図るため、グループホームやファミリーホームの職員に対する支援体制を強化する。	規模 (50か所)	(77か所)	(△ 27か所)
エ 自立支援強化事業	94	121	△ 27
児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行う自立支援コーディネーターを配置するほか、退所後児童の居住費支援を行うことにより、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図る。	規模 (7か所)	(11か所)	(△ 4か所)
オ 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	80	55	25
児童養護施設及び乳児院等を運営する事業者が、職員用の宿舍を借り上げた場合に、その経費を補助することにより、人材の確保及び定着を図る。	規模 (270人)	(161人)	(109人)
補助基準額 1戸当たり月82,000円 負担割合 都1/2、事業者1/2			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
カ 新生児委託推進事業 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組ができるよう、乳児院を活用して養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する。	百万円 25 規模 (2か所)	百万円 24 (2か所)	百万円 1 (0か所)
キ 乳児院の家庭養育推進事業 乳児院に精神科医師、治療指導担当職員及び里親交流支援員等を配置して治療的・専門ケアができる体制を整備するとともに、里親子の交流支援の取組等を強化することにより、入所児童の家庭復帰及び養育家庭等への委託を促進する。	238 規模 (11か所)	230 (10か所)	8 (1か所)
ク フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業 里親のリクルートからマッチング、継続的な支援を包括的に実施することにより一貫した相談・支援を提供するフォスタリング機関事業を先行実施する。	430 債務負担 (1,056) 規模 (5か所)	231 (3か所)	199 (2か所)
ケ 里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット） チーム養育の中で調整できなかつた課題や疑問について、専門相談員が第三者の立場から、里親や児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図る。	11	11	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
コ 施設運営力向上コンサルテーション事業	百万円 26	百万円 26	百万円 0
被措置児童虐待が発生する等、運営に課題を抱える施設に対して、個別コンサルテーションを実施し、人材育成や組織管理能力を向上させ、重大事故の再発・未然防止を図る。			
サ 社会的養護施設退所者等への支援	70	59	11
措置解除となったケアリーバーに対し、施設職員等によるきめ細かいアフターケアの下で安定した生活を確保することを目的に最長4年間の一人暮らしを支援する。			
自立支援強化事業（再掲） 養育家庭 等			
(34) 地域生活支援事業	84	30	54
施設を退所した者が社会に出た後に、気軽に利用し、就職等の相談や同じ悩みを抱える者同士が集える場所（ふらっとホーム）を提供し、支援する。	規模 (3か所)	(2か所)	(1か所)
(35) 東京ユースヘルスケア推進事業（再掲）	379	100	279
中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援する。また、妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やAMH検査への支援等を実施する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(36) 不妊検査等助成	百万円 547	百万円 528	百万円 19
<p>早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、夫婦間（いわゆる事実婚を含む）の不妊検査及び一般不妊治療の一部について助成を行う。</p>	規模 (延 10,410人)	(延 10,040人)	(延 370人)
(37) 不妊治療費助成	4,208	6,337	△ 2,129
<p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の特定不妊治療（保険診療と併用して行われた先進医療）に要する経費の一部を助成する。また、女性が自らのライフプランについて、適切な選択が行えるよう卵子凍結の正しい知識の普及啓発を行うほか、医学的適応による卵子凍結に関する助成制度の対象疾患の拡充や社会的適応による凍結卵子を用いた体外受精・顕微授精に関する助成制度を構築する。</p>			
(新)	規模		
都単独制度による助成	(延 20,164人)	(延 0人)	(延 20,164人)
国制度による助成	(延 7,858人)	(延 24,051人)	(延 △ 16,193人)
(38) 不育症検査助成	65	65	0
<p>妊娠しても流産を繰り返す反復・習慣流産等（いわゆる不育症）について、リスク因子を特定し適切な治療、出産につなげるための検査に要する経費の一部を助成する。</p>	規模 (延 1,250人)	(延 1,250人)	(延 0人)
(新)			
(39) 卵子凍結への支援に向けた調査	102	0	102
<p>子供を望む方に対する支援の充実を図るため、社会的適応の卵子凍結への助成制度の構築に向け、医療機関等と連携しながら、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成する。</p>	規模 (延 200人)	(延 0人)	(延 200人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) (40) 妊婦健康診査支援事業	百万円 864	百万円 0	百万円 864
妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。			
(41) とうきょうママパパ応援事業	12,470	4,410	8,060
妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われるよう、育児パッケージの配布や相談支援体制の構築等、区市町村の取組を支援する。	規模 (62か所)	(62か所)	(0か所)
育児パッケージの配布 専門職による妊婦全数面接 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 産後家事・育児支援事業 多胎児家庭支援事業 人材育成 バースデーサポート 等			
(42) 東京都出産・子育て応援事業（旧東京都出産応援事業）	15,039	4,956	10,083
妊娠届出届や出生届出を行った妊産婦等に対して子育て支援サービスの利用や育児用品等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) (43) 多様な他者との関わりの機会の創出（再掲）	百万円 2,409	百万円 0	百万円 2,409
保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等において児童を定期的に預かるとともに要支援家庭等を継続的に支援することにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減など、子育て支援の充実に取り組む区市町村を補助する。			
(44) 性と健康の相談センター事業	95	121	△ 26
女性の心身の健康や不妊不育に関する相談を行うとともに、妊娠・出産に関する悩みについての専用相談を実施し、特定妊婦と疑われる場合には、医療機関等への同行支援等を行う。また、チャットボットを活用した妊娠不安相談や妊産婦が抱える不安に対応した助産師によるオンライン相談を行うとともに、妊娠等に関する正確な知識が広まるよう、普及啓発を実施する。			
(45) 子育て家庭に対する包括支援体制の強化	553	240	313
区市町村の児童福祉部門と母子保健部門における体制や連携の強化を支援するとともに新たな支援方法や人材育成手法を展開することで、都の包括的支援体制を強化する。			
とうきょう子育て応援パートナー事業 予防的支援推進とうきょうモデル事業			
(46) 予防のための子供の死亡検証(CDR)	28	20	8
子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、社会的背景や環境要因等の分析等を行い、効果的な予防対策を提言することで、将来に向けた予防につなげていく。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(47) 児童手当等の支給	百万円 34,907	百万円 35,331	百万円 △ 424
ア 児童育成手当 (障害手当)	580	576	4
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	規模 (延	(延	(延
手 当 額 児童1人1月 15,500円	37,429人)	37,156人)	273人)
対 象 者 次のいずれかの20歳未満の障害児を扶養している者 (施設入所児童を除く。)			
①身体障害1・2級程度			
②知的障害1～3度程度			
③脳性麻痺、進行性筋萎縮症			
所得制限 扶養親族2人の場合 保護者年収 概ね613万円未満 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
イ 児童育成手当 (育成手当)	8,175	8,353	△ 178
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	規模 (延	(延	(延
手 当 額 児童1人1月 13,500円	605,408人)	618,595人)	△ 13,187人)
対 象 者 父又は母がいないか重度障害等の状態にある18歳に達する年度末までの児童を扶養している者 (施設入所児童を除く。)			
所得制限 扶養親族2人の場合 保護者年収 概ね613万円未満 (都の児童育成手当(障害手当)の所得制限と同じ。)			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
ウ 児童手当	百万円 25,783	百万円 26,036	百万円 △ 253
実施主体 区市町村	規模 (延	(延	(延
手 当 額	17,413,905人)	17,349,400人)	64,505人)
3歳未満 1人1月 15,000円			
3歳以上小学校修了前			
第1・2子 1人1月 10,000円			
第3子以降 1人1月 15,000円			
小学校修了後中学校修了前			
1人1月 10,000円			
所得制限以上			
中学校修了前 1人1月 5,000円			
対 象 者 15歳到達後最初の年度末まで の児童を養育している者			
所得制限 扶養親族3人の場合 保護者年収 概ね960万円未満			
エ 児童扶養手当	369	366	3
実施主体 区市部 区市、町村部 都	規模 (延	(延	(延
手 当 額	13,373人)	13,654人)	△ 281人)
第1子(全部支給) 1人1月 43,070円			
第1子(一部支給) 1人1月 10,160円～43,060円			
第2子(全部支給) 1人1月 10,170円			
第2子(一部支給) 1人1月 5,090円～10,160円			
第3子(全部支給) 1人1月 6,100円			
第3子(一部支給) 1人1月 3,050円～6,090円			
対 象 者 父又は母と生計を同じくして いない18歳に達する年度末ま での児童を養育している親又 は養育者			
所得制限			
扶養親族1人の場合 保護者年収 (全部支給) 概ね160万円未満 (一部支給) 概ね365万円未満			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) (48) 018サポート	百万円 126,086	百万円 0	百万円 126,086
<p>生まれた家庭の環境に関わらず、すべての子どもの成長を等しく応援することを趣旨として給付することで、18歳以下の子どもの育ちを切れ目なく支援する。</p> <p>対象者 都内に在住する0歳から18歳 給付額 1人当たり月額5,000円</p>			
(49) ひとり親家庭支援センター事業	119	119	0
<p>東京都ひとり親家庭支援センターを、区部・多摩部にそれぞれ1か所ずつ設置し、ひとり親家庭や関係者に対する相談支援や普及啓発等を実施する。</p> <p>区 部 1か所 多摩部 1か所</p>			
(50) ひとり親家庭就業推進事業	86	47	39
<p>コロナ禍等で雇用が不安定な状況にあるひとり親家庭等の自立を支援するため、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るまで一貫して支援する。</p>			
(51) 若年被害女性等支援事業	183	193	△ 10
<p>暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより若年女性の自立の促進を図る。</p>			

事	項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(52)	児童福祉施設等整備費補助	百万円 2,464	百万円 805	百万円 1,659
	児童館	規模 (16か所)	(19か所)	(△ 3か所)
	学童クラブ	(53か所)	(42か所)	(11か所)
	児童養護施設	(22か所)	(23か所)	(△ 1か所)
	母子生活支援施設	(0か所)	(1か所)	(△ 1か所)
	乳児院	(2か所)	(1か所)	(1か所)
	婦人保護施設	(1か所)	(0か所)	(1か所)
	院内保育施設	(3か所)	(5か所)	(△ 2か所)
	病児保育施設	(2か所)	(2か所)	(0か所)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
4 障害者施策の推進			
(1) 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン	1,450	1,340	110
期間 令和3年度～令和5年度			
目標 ①3か年で約7,700人分の施設を重点的に整備			
②障害者の地域生活支援と就労促進のため、地域生活基盤を整備			
内容 設置者負担の1/2等を特別に補助			
共同生活援助	規模 (21か所)	(21か所)	(0か所)
短期入所事業	(16人)	(18人)	(△ 2人)
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	(5か所)	(3か所)	(2か所)
重症心身障害児(者)通所事業	(26か所)	(19か所)	(7か所)
主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス	(10人)	(10人)	(0人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(2) 地域移行促進コーディネーター事業 入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、担当するブロックの課題分析や区市町村、相談支援事業者等との連携を支援することにより、地域移行を促進する。	百万円 78 規模 (10か所)	百万円 73 (10か所)	百万円 5 (0か所)
(3) 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 障害者の差別解消に向けた体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマークやヘルプカードの普及を図ることで、共生社会の実現を目指す。	45	48	△ 3
(新) (4) 情報保障機器の普及促進事業 障害者やその家族及び区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進する。	5	0	5
(5) 「東京チャレンジオフィス」の運営 都庁において、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。	78	80	△ 2
(6) 福祉・トライアルショップの展開 福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU」を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援B型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図る。	230 規模 (3か所)	235 (3か所)	△ 5 (0か所)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(7) 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 関係者会議等を開催し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図る。	百万円 26	百万円 26	百万円 0
(新) (8) 生産活動に係る営業開拓等支援事業 就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援する。	28	0	28
(9) 就労移行支援事業におけるテレワーク等支援力向上事業 就労移行支援事業所等向けに、新しい日常におけるテレワーク等の多様な働き方に対応するための研修や事例紹介等を行い、障害者の円滑な就職活動及び就労促進・定着を図る。	6	6	0
(10) デジタル技術を活用した重度障害者に対する就労支援事業 遠隔操作が可能な分身ロボットや意思伝達システム等を活用し、重度肢体不自由等の重度障害者の就労を支援する事業スキームを構築する。	30	1	29

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(11) 心身障害者(児)手当の支給	百万円 13,842	百万円 13,849	百万円 △ 7
ア 重度心身障害者手当	6,931	6,931	0
実施主体 都	規模 (9,543人)	(9,548人)	(△ 5人)
手 当 額 1人1月 60,000円			
対 象 者 重度知的障害と重度身体障害との重複者等 (65歳以上の新規対象者、3か月以上の入院者及び施設入所者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収 概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
イ 心身障害者福祉手当	6,911	6,918	△ 7
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	規模 (37,210人)	(37,247人)	(△ 37人)
手 当 額 1人1月 15,500円			
対 象 者 次のいずれかの20歳以上の障害者 ①身体障害1・2級程度 ②知的障害1～3度程度 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症 (65歳以上の新規対象者及び施設入所者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収 概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(12) 居宅介護等事業	百万円 14,750	百万円 13,117	百万円 1,633
ア 居宅介護等事業	14,542	12,863	1,679
<p>障害者(児)の家庭等に対し、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営む上で必要なサービスを提供することにより、障害者(児)の自立と社会参加を促進する。</p> <p>実施主体 区市町村 負担率 1/4 対象者 障害のため独立して日常生活を営むことに支障がある者 事業内容 身体介護、家事援助、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、乗降介助、行動援護、同行援護 利用者負担 所得階層別に上限額を設定</p>	規模 (延 13,272,045時間)	(延 14,053,591時間)	(延 △ 781,546時間)
イ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	208	254	△ 46
<p>重度障害者の割合が著しく高い等の理由で訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援する。</p>			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(13) 手話のできる都民育成事業 手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上を図る。 手話のできる都民育成事業 手話通訳者養成事業	百万円 31	百万円 25	百万円 6
(14) デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業 遠隔手話等のデジタル技術を活用し、都庁内における聴覚障害者の情報保障を推進する。	9	7	2
(15) 障害者グループホーム体制強化支援事業 身体上、行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行っているグループホームに対し、体制確保のための基盤づくりを推進する。	414	414	0
(16) 東京都障害者ピアサポート研修事業 質の高いピアサポート活動実現に向け、ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を行う。	30	8	22
(17) 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業 職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。	284 規模 (813人)	284 (813人)	0 (0人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(18) 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業 障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援する。	百万円 290	百万円 290	百万円 0
	規模 (142か所)	(142か所)	(0か所)
(19) 重症心身障害児等在宅療育支援事業 専門医や看護師による訪問看護・訪問健康診査や、NICU等からの在宅移行支援等により、在宅の重症心身障害児等の支援充実を図る。 重症心身障害児等在宅療育支援センター 訪問看護及び訪問健康診査 訪問看護師等育成研修 在宅療育相談 等	201	201	0
(20) 医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う協議会を設置するとともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行うことができる人材を養成するための研修を実施する。	16	6	10
(新) (21) 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業 訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。	8	0	8
	規模 (30か所)	(0か所)	(30か所)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) (22) 医療的ケア児コーディネーター支援体制整備 促進事業 民間の事業所に配置されている医療的ケア 児コーディネーターの活動に要する経費の 一部を補助することで、医療的ケア児の支 援体制の整備を促進する。	百万円 23	百万円 0	百万円 23
(23) 医療的ケア児支援センター事業 医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにするため、医療 的ケア児支援センターを設置し、相談支援 や情報提供を行うとともに、支援に関わる 人材を養成する。	31 規模 (2か所)	43 (2か所)	△ 12 (0か所)
(新) (24) 医療的ケア児ペアレントメンター事業 医療的ケア児の保護者に対し、ペアレント メンターが就労等について自身の経験を基 にノウハウの提供や相談に応じることで、 医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組 を支援する。	9	0	9
(新) (25) 医療的ケア児日中預かり支援事業 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に 対し支援を行うことで、日中の預かり先を 確保し、医療的ケア児の保護者が安心して 就労できる環境を整備する。	83	0	83
(26) 在宅レスパイト・就労等支援事業 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家 族の休養(レスパイト)や就労等を支援する ため、家族に代わって一定時間医療的ケア 等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市 町村を支援する。	113	113	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(27) 地域生活支援拠点整備に向けた障害者(児)ショートステイ受入体制支援事業	百万円 85	百万円 43	百万円 42
有資格の支援員等を短期入所事業所に配置するなど、地域生活支援拠点整備に向け、緊急時に重度障害者(児)を確実に受け入れられる体制確保に取り組む区市町村を支援する。	規模 (40か所)	(20か所)	(20か所)
(新) (28) 障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)	13	0	13
新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催するなどの開設支援を行う。	規模 (50か所)	(0か所)	(50か所)
(新) (29) 障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助)	106	0	106
新たに医療型短期入所事業に参画するなどより多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより医療型短期入所における医療的ケア児等の受入を促進する。	規模 (32か所)	(0か所)	(32か所)
(30) 障害児の放課後等支援事業	113	105	8
重症心身障害児や医療的ケア児に対する放課後等支援の充実を図るため、放課後等サービス事業者等で、専門職の配置や送迎負担の軽減等に取り組む区市町村を支援する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(31) 都型放課後等デイサービス事業 都で定める基準を満たす事業者へ運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質向上を図る。	百万円 330 規模 (75か所)	百万円 307 (70か所)	百万円 23 (5か所)
(32) 児童発達支援センター地域支援体制確保事業 児童発達支援センターにおいて、地域支援及び地域連携を行う専門職員を確保・育成する取組を支援し、障害児の地域支援体制整備の促進を図る。	161 規模 (33か所)	160 (27か所)	1 (6か所)
(新) (33) 児童発達支援事業所等利用支援事業 生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、児童発達支援事業所等に通う第2子以降の自己負担分について、負担軽減を実施する。	382	0	382
(34) 精神障害者地域移行体制整備支援事業 社会的入院の状態にある精神障害者が、円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、地域生活の実現を図る。	66	66	0
(35) 災害時こころのケア体制整備事業 大規模災害時等に、被災地で精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）」を整備することで、災害支援体制の強化を図る。	8	7	1

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(36) 依存症対策の推進 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の策定・管理や都民に対する情報の発信、関係機関の連携強化の取組等を実施する。	百万円 17	百万円 12	百万円 5
(新) (37) 摂食障害治療支援体制整備事業 摂食障害について、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制を整備するため、医療機関の連携促進等、必要な検討を行う。	5	0	5
(新) (38) 都立・旧都立障害者施設の機能強化に係る調査委託 重度障害者のセーフティネットの拡充を図るため、都立・旧都立施設の機能強化に向けて実態調査を実施する。	28	0	28
(新) (39) 千葉福祉園の改修工事基本計画策定支援委託 大規模改修工事の実施に向けた基本計画策定支援委託を実施する。	30	0	30
(新) (40) 北療育医療センター施設整備の基本構想策定支援委託 施設整備に向けた施設機能や定員拡充等の基本構想を策定する。	44	0	44

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
5 地域医療対策の推進			
(1) 救急医療対策			
ア 東京都地域救急医療センターの運営等	601	600	1
救急医療の連携を強化し、迅速に患者を受け入れる体制を整備する。			
規模			
東京都地域救急医療センター	(24病院)	(24病院)	(0病院)
救急患者受入コーディネーター	(19人)	(19人)	(0人)
イ 休日・全夜間診療 (一般)	3,336	3,346	△ 10
実施時間帯 全日17時～翌日9時及び 休日9時～17時			
規模	(478床)	(481床)	(△ 3床)
ウ 救急搬送患者受入体制強化事業	203	175	28
救急医療機関における救急依頼の不应求を改善するため、救急救命処置等を行うことができる救急救命士を配置する。			
規模	(50病院)	(44病院)	(6病院)
エ 救急患者の早期地域移行支援	404	403	1
地域の救急告示医療機関が、診断・初期治療を終えた患者を受け入れる仕組みを構築し、早期の地域移行につなげるとともに、救急患者を地域で積極的に受け入れられる体制を整備する。			
オ 救命救急センター運営費補助	1,148	1,050	98
救命救急センターの運営費等を補助し、重症救急患者の応需体制を確保する。			
規模	(18病院)	(18病院)	(0病院)
	(437床)	(437床)	(0床)
カ 休日・全夜間診療 (小児)	1,034	1,014	20
実施時間帯 全日17時～翌日9時及び 休日9時～17時			
規模	(74床)	(74床)	(0床)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
キ こども救命センターの運営	百万円 209	百万円 208	百万円 1
規模 小児重篤患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行う小児医療施設を指定し小児救急医療体制の充実を図る。	(4病院)	(4病院)	(0病院)
ク 小児初期救急運営費補助事業	129	129	0
規模 実施時間帯 平日17時～24時	(41地区)	(41地区)	(0地区)
ケ 東京都ドクターヘリ運航事業	376	386	△ 10
ドクターヘリを運用する基地病院の運営経費等を補助するとともに、ドクターヘリを近隣県と連携して活用する体制や大規模災害時における運用体制を構築し、救急患者の救命率等の向上及び救急患者搬送体制の拡充を図る。			
コ 循環器病対策推進協議会等	3	2	1
循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都循環器病対策推進協議会及び専門部会等の運営を行う。			
(新) サ 心不全サポート事業	17	0	17
規模 地域における医療・介護関係者の知識向上・情報共有・連携強化を図り、心不全患者の適切な療養環境を整備する。	(2病院)	(0病院)	(2病院)
(新) シ 循環器病ポータルサイト運営事業	6	0	6
循環器病に関して患者やその家族が必要とする情報に迅速かつ容易にアクセスできる環境を整備するため、ポータルサイトを構築する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(2) 周産期医療対策			
ア 周産期医療システムの整備	1,926	1,633	293
N I C UやM-F I C Uを整備した周産期母子医療センターの運営費等に対して補助を行う。	規模 (総合 14か所) (地域 15か所)	(総合 11か所) (地域 14か所)	(総合 3か所) (地域 1か所)
母体救命強化 搬送受入促進 麻酔科医配置促進 臨床心理技術者配置促進 搬送調整業務を支援する看護師の増配置等 N I C U入院児支援コーディネーター配置促進 理学療法士配置促進 周産期連携病院におけるN I C U運営費補助 周産期医療システムの整備 (災害時)			
イ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営	264	263	1
救命救急センターと連携し、緊急に母体救命が必要な症例を必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センターを運営する。	規模 (6病院)	(6病院)	(0病院)
ウ 周産期搬送コーディネーターの配置	41	41	0
選定困難事案について、地域間での調整を行う。	規模 (7人)	(7人)	(0人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
エ 周産期医療ネットワークグループの構築 初期から三次医療の機能分担と連携を強化し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療を提供するため、総合周産期母子医療センターが地域連携会議を開催する	百万円 14 規模 (8地区)	百万円 14 規模 (8地区)	百万円 0 規模 (0地区)
オ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業） ミドルリスク妊産婦の受け皿として周産期連携病院を指定し、周産期母子医療センターの負担を軽減する。	152 規模 (11病院)	170 規模 (12病院)	△ 18 規模 (△ 1病院)
カ 多摩新生児連携病院 多摩地域においてハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保することにより新生児受入体制の強化を図る。	24 規模 (2病院)	24 規模 (2病院)	0 規模 (0病院)
キ 在宅移行支援病床運営事業 NICU・GCUから在宅療養に至る中間的病床として在宅移行支援病床を設置することにより、NICUやGCUに長期入院している小児等の在宅生活への円滑な移行を促進する。	188 規模 (59床)	201 規模 (61床)	△ 13 規模 (△ 2床)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(3) がん対策			
ア がん診療連携拠点病院事業	317	330	△ 13
規模			
都道府県がん診療連携拠点病院	(2病院)	(2病院)	(0病院)
地域がん診療連携拠点病院	(21病院)	(21病院)	(0病院)
緩和ケア医師研修 拠点病院ネットワーク・研修計画 地域がん診療連携推進 がん患者療養支援 等			
イ 東京都がん診療連携拠点病院事業	103	86	17
規模			
がん医療水準の向上を図るため、地域がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を有する医療機関を、東京都がん診療連携拠点病院として整備する。	(9病院)	(8病院)	(1病院)
ウ 地域がん診療病院事業	8	8	0
規模			
がん診療連携拠点病院のない二次保健医療圏に地域がん診療病院を指定し、がん診療体制の強化を図る。	(1病院)	(1病院)	(0病院)
エ 東京都小児・AYA世代がん診療連携推進事業	14	17	△ 3
小児・AYA世代がん診療を提供する医療機関によるネットワークを構築することにより、個々の医療機関の特性を活かした医療連携体制を確立し、質の高い小児・AYA世代がん医療を提供する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
オ がん予防・検診受診率向上事業 がんの予防・早期発見のため、がん検診受診率の更なる向上を図る普及啓発等を行う。	百万円 52	百万円 42	百万円 10
カ 緩和ケア推進事業 医療機関における切れ目のない緩和ケアの提供に向け、がん患者に対する緩和ケア提供体制を充実するための取組を推進する。 多職種向け緩和ケア研修会(新) 緩和ケアを担う専門・認定看護師の資格取得支援 等	19	15	4
キ A Y A 世代等がん患者支援事業 A Y A 世代等のがん患者への適切な医療提供体制の構築や、多様なニーズに応じた環境整備を進めるため、がん診療連携拠点病院等を「A Y A 世代がん相談情報センター」として指定し、専門的な相談支援体制を整備する。	15	15	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
ク 若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業 がん治療により、生殖機能が低下する又は失う恐れがある若年がん患者等に対して生殖機能温存治療等に要する経費を助成する。	百万円 212	百万円 122	百万円 90
ケ がん患者の治療と仕事の両立支援事業 がん患者の治療と仕事の両立の実現に向けた環境の充実など、就労継続に必要な支援が進むよう、企業における両立支援の取組を促進するための普及啓発を行う	9	27	△ 18
(新) コ がん治療と就労の両立に向けた支援事業 頭頸部がん患者の治療と就労の両立支援のため、病院、行政が解決すべき課題を明らかにし、両立を多角的に支援する体制モデルの構築を目指す。	24	0	24

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(4) 災害医療対策			
ア 災害拠点病院事業	97	106	△ 9
規模 災害時における重症者の医療を確保するため、災害拠点病院が備えるべき医療資器材を整備する。	(85病院)	(85病院)	(0病院)
イ 災害拠点連携病院事業	105	135	△ 30
規模 災害時に、主に中等症者を受け入れる責務を負う災害拠点連携病院を整備するとともに、災害時に一時的に増加する中等症患者の受入れを促進するため、災害拠点連携病院の設備、ライフライン確保用資器材等の整備を支援する。	(220病院)	(220病院)	(0病院)
ウ 災害拠点病院等事業継続計画（BCP）策定等支援事業	132	79	53
災害拠点病院、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院のBCPの改定等を支援し、災害時の救護活動体制の確保を図る			
(新) エ 医療機関水害対策BCP策定ガイドラインの策定	5	0	5
大規模水害の発生に備え、医療機関の水害対策に特化したBCP策定ガイドラインを策定する。			
オ 東京DMAT（災害医療派遣チーム）	209	134	75
規模 大震災等の自然災害や大規模交通事故等の発生に際して災害現場に出動して早期の救命処置を行うため、災害医療派遣チームを整備する。	(28病院)	(28病院)	(0病院)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
カ 医療機関の耐震化（再掲） 災害拠点病院、災害拠点連携病院等を対象に耐震改修、改築費用等を助成する。 耐震診断・改修等	百万円 384	百万円 719	百万円 △ 335
	規模 (31病院)	(40病院)	(△ 9病院)
キ 災害拠点病院等施設整備費補助 災害拠点病院に対して、24時間対応可能な緊急体制等を整備し、災害時の医療の確保を図る。	605	535	70
	規模 (43病院)	(44病院)	(△ 1病院)
ク 災害拠点病院等自家発電設備等整備強化事業 災害時における医療機能の確保を図るため、災害拠点病院及び災害拠点連携病院が設置する自家発電設備を水害等から守るための対策等への支援を行う。	1,378	842	536
	規模 (53病院)	(46病院)	(7病院)
ケ 移動電源車の確保 停電時の病院機能を維持するため、移動電源車を確保する。	44	44	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(5) 在宅医療対策			
ア 在宅療養普及事業	7	7	0
地域の実情に応じた在宅療養を推進するため、先行する取組や注目すべき取組等について、他の地域への普及を図る。			
イ 入退院時連携強化事業	205	220	△ 15
医療機関における入退院支援に取り組む人材の育成や、入退院時の地域連携を一層強化し、円滑な在宅療養移行体制の整備を図る。			
入退院時連携強化研修 入退院時連携支援			
ウ 小児等在宅医療推進研修事業	6	6	0
在宅医や看護師等向けに小児医療に関する研修を実施し、小児等在宅医療への参入促進を図る。	規模 (110人)	規模 (110人)	規模 (0人)
エ 在宅医療参入促進事業	10	10	0
訪問診療を実施していない診療所医師等に対し、在宅医療に関する基礎的な知識や24時間診療体制の実践手法を伝えるセミナーを実施し、在宅医療への参入を促進する。	規模 (160人)	規模 (160人)	規模 (0人)
オ 区市町村在宅療養推進事業	193	236	△ 43
在宅医療と介護の連携を推進するために区市町村が実施する取組を支援し、地域包括ケアシステムの構築を図る。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(新) カ 在宅医療推進強化事業	百万円 200	百万円 0	百万円 200
往診医療機関の活用などにより、地域における24時間診療体制の構築に取り組む地区医師会を支援するとともに、在宅医等がオンラインを活用して病院からの診療支援を円滑に受けられる仕組みを構築する。			
キ ACP推進事業	18	16	2
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを実現するため医療・介護従事者に対するACP（アドバンス・ケア・プランニング）の理解促進を図る。			
(6) 地域医療構想推進事業	2,686	2,865	△ 179
地域医療構想に基づき地域で不足する医療機能の充足を図るため、病床機能転換等に対する支援を行うとともに、医療機能の強化に必要な施設整備を行う中小病院に対し支援を行う。			
(7) 病床機能再編支援事業	438	157	281
地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想に即した病床機能の再編を行う医療機関を支援する。			
(8) 病院診療情報デジタル推進事業	972	1,052	△ 80
医療機関が質の高い医療の提供ができるよう電子カルテシステムの整備を支援する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(9) 東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業 医療機関の間でデジタル技術を活用した医療情報の共有化等を図ることにより、切れ目のない地域医療連携の推進を図る。	百万円 541	百万円 657	百万円 △ 116
(新) (10) オンライン診療・服薬指導に係る都民及び医療機関・薬局への普及啓発事業 オンライン診療・服薬指導の普及啓発や理解促進を図るため、広報動画の作成や実施機関向けオンラインセミナーを開催する。	15	0	15
(11) 外国人旅行者等への医療情報提供体制整備 (一部再掲)			
ア 医療機関が行う外国人患者受入体制整備への支援 外国人旅行者等が安心して医療機関を受診できる環境を整備するため、民間医療機関における外国人患者受入体制整備に係る支援を行う。	16	19	△ 3
外国人患者対応支援研修 外国人患者受入体制整備支援 外国人患者への医療等に関する協議会	規模 (2回) (10病院)	(2回) (15病院)	(0回) (△ 5病院)
イ 救急通訳サービス等の推進 外国語で診療できる医療機関案内など医療情報サービスを提供するとともに、外国人患者の救急搬送の実態等を踏まえ、医療機関向け救急通訳サービスを9か国語対応で実施する。	63	76	△ 13

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(12) 医療現場への「やさしい日本語」導入・普及事業 都民の誰もが安心して医療を受けられるよう、医療現場への「やさしい日本語」の導入・普及を推進し、患者と医療現場の間における、より円滑なコミュニケーションの実現を図る。	49	46	3
(13) 医療施設近代化施設整備費補助 患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めるための病院の建替新築、増改築等に対して補助する。	1,584 規模 (9病院)	1,879 (10病院)	△ 295 (△ 1病院)
(14) 公立病院運営費補助 多摩及び島しょ地区における市町村公立病院に対して、その運営に係る経費を補助することにより、地域住民の医療の確保と向上を図る。	3,380 規模	3,356	24
青梅市立総合病院	(469床)	(446床)	(23床)
町田市民病院	(433床)	(433床)	(0床)
日野市立病院	(300床)	(300床)	(0床)
稲城市立病院	(290床)	(290床)	(0床)
奥多摩病院	(41床)	(43床)	(△ 2床)
町立八丈病院	(50床)	(50床)	(0床)
公立阿伎留医療センター	(305床)	(305床)	(0床)
公立昭和病院	(430床)	(430床)	(0床)
公立福生病院	(316床)	(316床)	(0床)
計 9病院	(2,634床)	(2,613床)	(21床)
1床当たり 1,220千円の病床基礎額 特殊診療部門加算 周産期、がん、小児 等			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(15) 医療人材確保対策			
ア 医師確保事業			
(ア) 医師奨学金（特別貸与・一般貸与）	875	883	△ 8
規模			
将来都内の医師確保が必要な地域 や診療科等に従事する意志のある 者に対して奨学金を貸与する。	(149人)	(150人)	(△ 1人)
(イ) 東京都地域医療支援ドクター事業	18	24	△ 6
規模			
自治医科大学卒業医等を都職員と して雇用し、へき地及び市町村公 立病院に派遣する。	(7人)	(8人)	(△ 1人)
(ウ) 病院勤務者勤務環境改善事業	265	271	△ 6
病院勤務医及び看護職員の勤務環 境を改善し、離職防止と定着を図 るとともに、出産や育児などによ り職場を離れた医師等の復職に向 けた支援を行う。			
(エ) 地域医療勤務環境改善体制整備事業	170	130	40
医師の働き方改革を推進するため 救急医療等地域医療で特別な役割 を担い、勤務医の労働時間が長時 間に及ぶ医療機関に対し、勤務環 境改善に向けた体制整備を支援す る。			
(オ) へき地勤務医師等確保事業	301	274	27
医師確保困難地域に派遣される医 師の手当に対する支援等を行う。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
イ 看護師等確保事業			
(ア) 看護師等修学資金貸与	1,292	865	427
将来都の区域内において看護業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、都の区域内の看護職員の確保及び質の向上を図る。			
(イ) 看護職員定着促進支援事業	75	75	0
就業協力員を配置し、各施設が実施する看護職員の定着等に向けた取組を支援することにより、勤務環境を改善し都内の看護職員の定着促進を図る。			
(ウ) キャリアアップ支援事業	7	7	0
看護職員の資質や労働意欲の向上による離職防止・定着促進に向け認定看護師等の活用が図られるよう、施設管理者等の理解促進に向けたセミナーを開催する。			
(エ) プラチナナース就業継続支援事業	26	26	0
看護職員のキャリア継続を支援するため、定年退職前からその後のライフプランを考え多様な職場を知る機会を提供し、看護職員の潜在化を防止するとともに、定着促進を図る。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(オ) 看護職員地域確保支援事業 離職看護師の就業意欲を喚起し、再就業の促進を図るため、地域に密着した再就業支援相談及び復職支援研修を実施する。	百万円 88	百万円 90	百万円 △ 2
(カ) 看護職員再就業支援事業 看護需要の増大を踏まえ、東京都ナースプラザにおける情報発信や短時間・非常勤勤務希望者を受け入れる求人施設の開拓、職業紹介に向けた取組を強化するとともに看護職員の再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施する。	131	90	41
(キ) 島しょ看護職員定着促進事業 島しょ看護職員の働きやすい環境を整え、定着促進を図る。 島しょへの出張研修 短期代替看護職員派遣	8 (10回) (14地区)	8 (10回) (14地区)	0 (0回) (0地区)
(新) (ク) 助産所における安全・安心な分娩の支援 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、設備整備への補助や、嘱託医師等確保のための連携支援を実施する。	36	0	36

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
6 地域保健対策の推進			
(1) 公衆衛生医師確保事業	35	31	4
東京の公衆衛生行政を担う人材を安定的に確保し、定着へとつなげるための取組を実施する。			
(2) 自殺総合対策			
ア 自殺総合対策東京会議等	101	78	23
自殺総合対策東京会議 自殺防止！東京キャンペーン 等			
イ 夜間こころの電話相談事業	27	27	0
うつ等の精神疾患患者の病状悪化や自殺を防止するため、電話相談を行う。			
ウ 東京都自殺相談ダイヤル	109	89	20
電話による自殺相談窓口を設け、自殺念慮の背景となる問題を傾聴した上で必要に応じ各種相談機関による支援へつなげる。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
エ SNS自殺相談	百万円 142	百万円 147	百万円 △ 5
LINEによる自殺相談窓口を設け、若年層が抱える悩みに対応するとともに、必要に応じて各種相談機関による支援へつなげる。			
(3) 健康づくり対策			
ア 生活習慣改善推進事業等	37	33	4
都民の主体的な健康づくりを推進するための普及啓発や、区市町村等の取組促進を図る上で必要な支援を行う。			
イ 職域健康促進サポート事業	40	40	0
経済団体と連携し、従業員の健康づくり等に取り組む企業を支援する。			
(4) 受動喫煙防止対策	338	354	△ 16
〔 産業労働局に計上されている事業を含む。〕			
20歳未満の者等に対する喫煙の健康影響や東京都受動喫煙防止条例に基づき、都民や関係団体への普及啓発を実施するとともに宿泊・飲食施設への支援を行う。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>(5) 肝炎対策</p> <p>ウイルス性肝炎及び肝炎ウイルスに起因する肝がん等について、医療連携の推進や医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療へつなげる。</p> <p>肝炎ウイルス検診 診療ネットワーク整備事業</p> <p>※ 医療費助成は「医療費助成事業」に計上</p>	百万円 323	百万円 347	百万円 △ 24
<p>(6) 難病対策</p> <p>難病患者が地域で安心して生活できるよう関係機関の連携体制強化を図るとともに、地域では対応が困難な患者に対して広域的な観点から支援を行う。</p>			
<p>ア 難病患者対策</p> <p>在宅難病患者一時入院事業 在宅レスパイト事業 難病医療ネットワーク事業 難病対策地域協議会の運営 等</p>	425	460	△ 35
<p>イ 難病相談・支援センター事業</p> <p>難病患者の日常生活における相談・支援等を行い、療養生活の質の維持向上を図る。</p>	46	46	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
7 健康安全対策の推進			
(1) 薬物乱用防止啓発対策	31	29	2
<p>麻薬、覚醒剤等の乱用による危害を広く周知することにより都民の認識を高めるとともに、関係機関が連携して薬物乱用防止を推進する。</p> <p>薬物専門講師養成・派遣 街頭啓発活動等の実施 SNSを活用した普及啓発活動 等</p>			
(2) 危険ドラッグ対策	84	84	0
<p>健康被害や死亡事故を防止するため、未規制薬物の知事指定、監視指導等を通じて、総合的な危険ドラッグ対策を推進する。</p> <p>監視指導の強化 規制の強化 等</p>			
(3) 感染症対策強化事業	160	161	△ 1
<p>感染症に対する体制の強化を図ることにより、都民の生命と健康を守り、安全・安心を確保する。</p> <p>一類感染症等対策 蚊媒介感染症対策</p>			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>(4) 新型インフルエンザ対策</p> <p>〔 総務局に計上されている事業を含む。 〕</p> <p>新型インフルエンザの発生に備えた物資の準備や体制の整備を行い、新型インフルエンザの脅威から都民の生命と健康を守り、安全・安心を確保する。</p> <p>医薬品の購入 医療物資の確保 医療体制の整備 等</p>	<p>百万円</p> <p>1,717</p> <p>規模 (93,500人)</p>	<p>百万円</p> <p>1,827</p> <p>(67,000人)</p>	<p>百万円</p> <p>△ 110</p> <p>(26,500人)</p>
<p>(5) 性感染症対策</p> <p>性感染症の予防啓発や検査等、総合的な対策を実施する。</p> <p>普及啓発 検査 梅毒 淋菌・クラミジア HTLV-1 医療従事者向け研修 等</p>	43	46	△ 3
<p>(6) 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業</p> <p>高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種に係る費用を区市町村を通じて補助することで接種率の向上を図る。</p>	543	467	76
<p>(新) (7) 帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業</p> <p>帯状疱疹ワクチンの任意予防接種に係る費用を区市町村を通じて補助することで、個人負担の軽減を図る。</p>	736	0	736

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(8) 東京iCDC専門家ボード 感染症対策全般について提言を行う専門家ボードを設置し、調査・研究を実施する。	百万円 251	百万円 249	百万円 2
(9) 東京iCDC情報基盤整備 新型コロナウイルス感染症関連データを集約・蓄積し、より高度な分析を実施する。	50	52	△ 2
(10) 新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード 新型コロナウイルス感染症に係る全般的な医療提供体制について助言を受けるため、東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボードを設置する。	29	8	21
(11) 東京都感染症医療支援ドクター事業 新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症医療に携わる臨床医を養成する。	2	2	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(12) 院内感染対策人材育成支援事業 感染管理認定看護師等の専門資格を有する医療人材の育成を行う医療機関を支援するとともに、認定看護師等が不在の病院等において感染管理の指導的役割を担う院内感染対策リーダーを養成する。	百万円 180	百万円 95	百万円 85
(13) 中小病院におけるポストコロナ時代の感染症健康危機への対応能力強化事業 中小病院での新型コロナウイルス感染症クラスター発生事例を分析し、それに基づいた教育資材の開発や感染症対策を担う人材の育成を行う。	60	30	30
(14) 感染症診療協力医療機関等施設・設備整備事業 一般医療と感染症医療の両立に向け、新型コロナウイルスなどの感染症にも対応できるよう施設・設備整備を実施する病院を支援するとともに、外来診療を行う診療所への必要な設備の整備を支援する。	1,112	252	860
(15) 感染防護具の備蓄 都において新型コロナウイルス感染症への対応として個人防護具を確保するとともに新型コロナウイルス外来・入院患者受入病院等に対して都の備蓄品を配送する。	1,376	849	527

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(16) 東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業 都が職員の派遣を要請した施設等において必要な人材を確保できる体制を構築するため、東京都医療人材登録データベースを運用する。	百万円 2	百万円 8	百万円 △ 6
(新) (17) 診療・検査医療機関に対するPCR検査の精度管理支援 都補助事業により検査機器を設置した診療・検査医療機関を対象に、精度管理向上のための調査や専門家派遣を実施する。	114	0	114
(18) 高齢者施設等の感染制御・業務支援体制強化(4年度補正計上) 高齢者施設・障害者支援施設等における施設内療養体制の支援として、専用相談窓口の開設及び陽性者発生時における即応支援チームの派遣等を実施する。	825	0	825

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(19) 保健所のデジタル化推進 保健所が感染拡大時においても疫学調査や健康観察等の業務を円滑に実施するため、デジタルを活用した業務の一層の効率化を図る。	百万円 154	百万円 77	百万円 77
(20) 食品安全情報の外国人への発信 都の食品安全を確保する取組等を外国人に情報発信するとともに、飲食店等が外国人客へ適切に情報提供できるよう支援する。	7	7	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(21) 放射能対策			
ア 放射能測定調査	176	186	△ 10
<p>〔 環境局、産業労働局、港湾局、水道事業会計、下水道事業会計に計上されている事業を含む。 〕</p> <p>モニタリング等の現況把握及び情報提供</p>			
イ 放射線に係る情報提供の充実	9	9	0
放射線に対する正しい知識の普及啓発等			
(22) 動物愛護の推進			
ア 動物愛護事業等	76	72	4
動物愛護精神の普及の促進や、動物による人への危害防止を図る取組等を実施するとともに、動物との共生推進拠点について調整を進める。			
イ 動物譲渡推進事業	4	4	0
動物の殺処分ゼロを継続するため、譲渡機会の拡大に向けた取組等を推進する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
8 地域福祉の推進等			
(1) 民生・児童委員活動の推進	1,232	1,275	△ 43
活動費	規模	(10,375人)	(△ 14人)
区市町村会長	1人1月 14,300円		
会 長	1人1月 9,200円		
一 般	1人1月 8,800円		
協議会活動支援費	1人1月 1,200円		
協議会特別強化費	1人1年 700円		
会長協議会費	1人1月 600円		
(2) デジタル機器活用による民生・児童委員活動支援事業（4年度補正計上）	23	0	23
民生・児童委員等がデジタル機器を活用して地域で活動することを支援する。			
(3) 情報バリアフリーの普及推進	26	21	5
誰もが必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の実現に向け、利用者の視点に立った分かりやすい情報提供を行う。			
(4) 心のバリアフリーの理解促進	43	15	28
共生社会の実現に向け、多くの人に心のバリアフリーの理解が広がり、その実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(5) 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 住居喪失不安定就労者や離職者等に対し、生活相談、居住相談、就労支援及び介護資格取得支援等を実施し、安定した居住、生活の確保を図る。	百万円 2,381	百万円 2,378	百万円 3
(6) 受験生チャレンジ支援貸付事業 学習塾費用、大学・高校受験料等を捻出できない低所得者に対して貸付を行い、低所得者世帯の子供を支援する。 対 象 者 中学3年生、高校3年生等 所得制限 3人世帯（一般）の場合 世帯年収概ね441万円以下 等	5,412 規模 (35,386人)	5,750 (35,386人)	△ 338 (0人)
(7) ひきこもりに係る支援事業 ひきこもりの状態にある者やその家族に対する相談窓口の設置や早期のニーズ把握・早期支援に繋げるための普及啓発を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制が整備されるよう区市町村を支援する。	465	222	243
(8) フードパントリー緊急支援事業（4年度補正計上） 地域で食の支援と合わせて相談支援を行うフードパントリーを運営する区市町村社会福祉協議会等の食料調達費や輸送費などの運営経費を補助する。 補助率 10/10	226	0	226

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
9 路上生活者の自立支援			
(1) 自立支援センター事業	1,458	1,451	7
路上生活者に対し就労と生活の自立に向けた指導等を行い、地域で安定した生活を営めるよう支援する。	規模 (5か所)	(5か所)	(0か所)
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2			
(2) 巡回相談事業	101	108	△ 7
路上生活者に対し、その起居する場所で面接相談を行い、各種施策の活用を助言するとともに、自立支援センター退所者等に対して再び路上生活に戻らないよう相談助言を行う。	規模 (5か所)	(5か所)	(0か所)
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2			
(3) 支援付地域生活移行事業	121	122	△ 1
路上生活が長期化、高齢化した者に対し、本人の状況に応じた適切な福祉施策につなぐ支援を行う。	規模 (5か所)	(5か所)	(0か所)
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
10 福祉人材の確保			
(1) 介護人材確保対策事業	2,326	2,193	133
<p>急速な高齢化と生産年齢人口の減少が見込まれることから、将来を見据えて介護人材の安定的な確保を図る。</p> <p>①職場体験事業 1,000人 ②介護職員資格取得支援事業 900人 ③介護職員就業促進事業 1,200人</p>			
(2) 介護の仕事就業促進事業	481	542	△ 61
<p>インターンシップからマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者の介護分野への入職・定着を促進する。</p>	規模 (1,000人)	(1,000人)	(0人)
(新) (3) 介護現場のDX・タスクシェア促進事業	152	0	152
<p>ロボットを活用した介護業務のタスクシェアを進めることで、介護業務の負担軽減を図る実証を行うほか、介護の周辺業務をDX化することによる負担軽減に要する費用の一部を補助する。</p>			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(4) 介護職員奨学金返済・育成支援事業	百万円 135	百万円 144	百万円 △ 9
事業者が介護業務未経験の常勤介護職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援することで介護人材の確保定着を図る。	規模 (720人)	(660人)	(60人)
(5) 介護職員宿舍借り上げ支援事業	2,799	2,581	218
介護従事職員の宿舍借り上げ支援を行う介護事業者に対して、その経費の一部を補助する。	規模 (6,903戸)	(6,847戸)	(56戸)
実施主体	①福祉避難所の指定を受けけるなど、災害住宅を確保する介護事業所		
	②①以外の介護事業所		
補助基準額	1戸当たり月82,000円		
負担割合	①都7/8、事業者1/8		
	②都1/2、事業者1/2		

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
<p>(6) 介護職員の宿舎施設整備支援事業</p> <p>介護職員等の宿舎整備を行う介護事業者に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>補助基準額 1 m²当たり163,800円、 又は187,400円 負担割合 都1/3、事業者2/3</p>	<p>百万円</p> <p>57</p> <p>規模 (4件)</p>	<p>百万円</p> <p>44</p> <p>(2件)</p>	<p>百万円</p> <p>13</p> <p>(2件)</p>
<p>(7) 東京都区市町村介護人材対策事業費補助金</p> <p>区市町村が取り組む介護人材対策への支援を行うことにより、地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成を図る。</p> <p>補助率 3/4 補助単価 20,000千円/区市町村</p>	310	310	0

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(8) 介護現場改革促進事業	百万円 2,397	百万円 1,987	百万円 410
介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、設備整備や人材育成等、生産性向上に向けて取り組む介護事業者への支援を行う。			
デジタル機器導入促進支援 補助率 3/4 基準額 347万円等	規模 (560か所)	(250か所)	(310か所)
次世代介護機器導入促進支援 補助率 3/4等 基準額 134万円等	(245か所)	(180か所)	(65か所)
人材育成促進支援 組織・人材マネジメント 生産性向上の意識啓発 個別相談 機器の活用・定着に向けた支援 人材育成に向けた支援	(1,000か所)	(1,000か所)	(0か所)
(9) 介護事業者の地域連携推進事業	30	30	0
小規模介護事業者が安定的に事業運営し、介護サービスを継続的に提供できるよう、地域の介護事業者の連携体制を構築するための取組を行う区市町村を支援する。			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(10) 介護現場におけるハラスメント対策事業 介護事業者に対するハラスメント対策説明会の実施や介護職員向けのハラスメント相談窓口の設置等を行い、介護現場におけるハラスメント対策を推進する。	百万円 15	百万円 16	百万円 △ 1
(11) 東京都福祉人材センターの運営 社会福祉サービスに対する理解と関心を高め、東京労働局との連携等により、福祉人材の育成や福祉分野への就業援助を行うとともに、社会福祉事業従事者や経営者の相談に応じ、必要な援助を行う。	369	369	0
(12) 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信 事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策等の情報を提供する東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の再構築を実施し、機能拡充を行うことで、利便性や情報発信力の強化を図る。	145	150	△ 5
(13) 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業 若年層を中心に幅広い世代に対して福祉の仕事の魅力を発信するキャンペーン等を実施し、福祉人材の裾野拡大を図る。	35	35	0
(14) 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 都が、働きやすい職場づくりのガイドラインを作成し、それに準拠した職場づくりを行い「働きやすい福祉・介護の職場宣言」を行う福祉・介護事業所の働きやすさに関する情報を公表する。	54	54	0
	規模 (698法人)	(615法人)	(83法人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(15) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 福祉現場の勤務環境の改善と高齢者の雇用促進を図るため、実務経験を有する高齢者等をクラーク人材として雇用する訪問看護ステーションを支援する。	百万円 22	百万円 24	百万円 △ 2
(16) 訪問看護人材確保育成事業 高齢者の在宅療養を支える訪問看護サービスの安定的な供給を実現するため、訪問看護師の確保・育成・定着を図る。	70	70	0
(17) 訪問看護ステーション代替職員確保支援事業 訪問看護師の勤務環境の向上のための支援策を行うことにより、訪問看護サービス量の確保と質の向上を図る。 研修派遣による代替職員確保 産休・育休・介休による代替職員確保	19	19	0
(18) 新任訪問看護師育成支援事業 訪問看護未経験の看護師を雇用し育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援を実施し、看護職員の勤務環境の向上及び定着を図る。	13	22	△ 9
(新) (19) いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 訪問看護師の育成のための教育プログラムを作成するとともに、eラーニングと人体型シミュレータを活用し、移動・巡回型体験研修を実施する。	26	0	26
	規模 (26か所)	規模 (26か所)	規模 (0か所)
	規模 (21人)	規模 (43人)	規模 (△ 22人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
11 医療費助成事業			
(1) 心身障害者(児)医療費の助成	16,414	16,533	△ 119
実施主体 都	規模 (104,786人)	(105,957人)	(△ 1,171人)
対 象 者 身体障害1・2級(内部障害3級含む)、知的障害1・2度及び精神障害1級 (65歳以上の新規対象者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
一部負担 高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担 (低所得者は食事療養標準負担額等以外を助成)			
(2) ひとり親家庭等医療費の助成	931	994	△ 63
実施主体 区市町村(区部財調算入)	規模 (39,599人)	(45,564人)	(△ 5,965人)
対 象 者 ①ひとり親家庭の母又は父及び児童 ②父母のいない児童及びその児童の養育者			
所得制限 扶養親族2人の場合 年収概ね412万円未満 (国の児童扶養手当の所得制限額に準じる。)			
補 助 率 2/3			
一部負担 高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担 (低所得者は食事療養標準負担額等以外を助成)			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(3) 乳幼児医療費の助成	百万円 3,442	百万円 3,491	百万円 △ 49
実施主体 区市町村（区部財調算入）	規模 (177,675人)	(181,874人)	(△ 4,199人)
対 象 者 義務教育就学前の乳幼児を養育している者			
所得制限 扶養親族3人の場合 年収概ね960万円未満			
補 助 率 1/2			
一部負担 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)			
(4) 義務教育就学児医療費の助成	3,621	3,609	12
実施主体 区市町村（区部財調算入）	規模 (240,494人)	(240,120人)	(374人)
対 象 者 義務教育就学期にある児童を養育している者			
所得制限 扶養親族3人の場合 年収概ね960万円未満			
補 助 率 1/2			
一部負担 通院1件当たり200円 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)			
(5) 高校生等医療費の助成	5,546	700	4,846
実施主体 区市町村	規模 (227,511人)	(0人)	(227,511人)
対 象 者 高校生等を養育している者			
所得制限 扶養親族3人の場合 年収概ね960万円未満			
補 助 率 1/2 (ただし、令和5年度から令和7年度までは10/10)			
一部負担 通院1件当たり200円 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)			

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
(6) 大気汚染健康障害者医療費の助成	百万円 1,510	百万円 1,711	百万円 △ 201
ア 18歳未満	73	83	△ 10
実施主体	都	(1,353人)	(△ 347人)
対 象 者	都内に引き続き1年(3歳に満 たない者は6か月)以上住所を 有し、医療保険各法が適用にな る者	(1,700人)	(△ 347人)
所得制限	なし		
対象疾病	気管支ぜん息、慢性気管支炎、 ぜん息性気管支炎、肺気しゅ		
一部負担	食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)		
イ 18歳以上 (東京大気汚染訴訟の和解に基づ く事業)	1,437	1,628	△ 191
実施主体	都	(41,364人)	(△ 1,969人)
対 象 者	都内に引き続き1年以上住所を 有し、医療保険各法が適用にな る者(喫煙者を除く。)	(43,333人)	(△ 1,969人)
所得制限	なし		
対象疾病	気管支ぜん息		
一部負担	月額6,000円 食事療養標準負担額 生活療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)		

事	項	5年度	4年度	増(△)減	
(7) 都単独制度による助成		百万円 9,335	百万円 7,079	百万円 2,256	
	主な対象	特殊医療	規模 (31,422人)	(31,121人)	(301人)
		精神通院	(472,982件)	(439,650件)	(33,332件)
		特定不妊治療(再掲)	(延 20,164人)	(延 0人)	(延 20,164人)
		一般不妊治療(再掲)	(延 10,410人)	(延 10,040人)	(延 370人)
		被爆者の子	(延 38,570人)	(延 36,550人)	(延 2,020人)
		難病医療	(391人)	(309人)	(82人)
		ウイルス肝炎	(1,504人)	(1,504人)	(0人)
		重度肝硬変・肝がん	(207人)	(149人)	(58人)
		小児精神障害者	(808件)	(860件)	(△52件)
(8) 国制度に基づく助成		69,760	67,318	2,442	
	主な対象	精神通院	規模 (5,151,250件)	(4,917,788件)	(233,462件)
		難病医療	(103,773人)	(100,493人)	(3,280人)
		特定不妊治療(再掲)	(延 7,858人)	(延 24,051人)	(延 △16,193人)
		小児慢性疾患	(6,600人)	(6,700人)	(△100人)
		ウイルス肝炎	(8,299人)	(8,256人)	(43人)
		重度肝硬変・肝がん	(161人)	(121人)	(40人)
精神措置入院	(3,987件)	(3,867件)	(120件)		

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
12 国民健康保険事業			
（１） 特別区に対する補助等	87,732	84,707	3,025
（２） 市町村に対する補助等	40,127	38,898	1,229
（３） 国民健康保険組合に対する補助	4,749	4,729	20
（４） 国民健康保険新制度移行支援事業	1,522	193	1,329

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
13 後期高齢者医療制度に係る都負担金等	百万円 143,696	百万円 142,788	百万円 908
後期高齢者医療制度に関連して、都の負担金等を支出する。			
実施主体 東京都後期高齢者医療広域連合 (都内の全区市町村が加入)			
対 象 者 ①75歳以上 ②65～74歳で一定の障害がある者			
	規模		
後期高齢者医療給付費等負担金	(1,476,459人)	(1,472,734人)	(3,725人)
高額医療費負担金	(1,617,012人)	(1,618,119人)	(△ 1,107人)
保険基盤安定負担金	(970,782人)	(951,660人)	(19,122人)
健康診査事業	(872,306人)	(853,891人)	(18,415人)

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
14 国民健康保険事業の財政運営 (国民健康保険事業会計)			
(1) 保険給付費等交付金 区市町村が負担する療養の給付等に要する費用等	860,800	837,762	23,038
(2) 後期高齢者支援金 後期高齢者医療制度における後期高齢者の医療費の一部等に係る、社会保険診療報酬支払基金への納付金等	175,940	167,174	8,766
(3) 介護納付金 介護保険制度における介護の給付及び予防給付に係る、社会保険診療報酬支払基金への納付金	74,952	78,690	△ 3,738
(4) 国民健康保険財政安定化基金支出金 区市町村において財政収支の不均衡が生じる場合に、不足額を貸付・交付するための経費	1,900	1,900	0
(5) 国民健康保険財政安定化基金積立金 国民健康保険財政安定化基金への積立を行う経費	4,809	196	4,613

事 項	5 年 度	4 年 度	増(△)減
15 東京都立病院機構への負担	百万円 49,364	百万円 36,463	百万円 12,901
都民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人東京都立病院機構に対し、行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組等を推進できるよう必要な経費を負担する。			
16 粒子線治療施設に係る整備計画の策定	30	30	0
都内未導入の粒子線治療について、都立病院粒子線治療施設整備計画（仮称）を策定する。			
(新)			
17 総合診療体制の強化	118	0	118
都立病院の臨床現場を活用して、都独自の総合診療医の育成プログラムを作成し、人材育成を行うとともに、育成した人材を地域に輩出し都における総合診療体制を充実・強化する。			
18 東京都立病院機構に対する貸付金 (地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計)	6,437	6,788	△ 351
地方独立行政法人東京都立病院機構に対して、施設整備に要する資金の貸付を行う。			
19 公債費会計繰出金	7,449	7,885	△ 436
地方独立行政法人移行前に発行した都債の償還を行う。			
20 病院施設整備	1,128	3,553	△ 2,425
大塚病院及び荏原病院の施設整備を行う。	債務負担 (7,219)		